

吉田町公告第87号

入札公告

下記の物品について、一般競争入札による売払いを行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び吉田町財務規則（昭和50年吉田町規則第4号）第188条の規定に基づき公告します。

令和7年10月31日

吉田町長 田村典彦



記

- 1 入札執行者 吉田町長 田村典彦
- 2 担当 〒421-0395
静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町役場防災課
電話番号 0548-33-2134
- 3 事業内容等
 - (1) 事業名 令和7年度静岡県吉田町消防団第3分団積載車売買
 - (2) 現在の保管場所 吉田町役場
 - (3) 事業概要等 消防積載車を紀尾井町戦略研究所株式会社が運営する、公有財産売却システムを活用して売却する。
自動車登録番号 静岡800さ716
登録年月日 令和6年11月28日
型式 GB-SK2F23
 - (4) 予定価格 ￥50,000-
 - (5) 参加申込み期間 令和7年10月31日（金）13時から令和7年11月17日（月）14時まで
 - (6) 入札期間 令和7年12月2日（火）13時から令和7年12月9日（火）13時まで
 - (7) 入札確定日時 令和7年12月11日（木）17時
- 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当すると認められる者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）に該当する者。法人にあっては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者）が暴力団員に該当する者
 - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条による観察処分を受ける団体及びその関係者
 - (4) 当物件を公序良俗に反する用途に供しようとする者
 - (5) 日本語を完全に理解できない者
 - (6) 吉田町が定めるガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
 - (7) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
 - (8) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない者。ただし、代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合を除く。

5 入札の参加申込み

(1) 参加申し込み

本件入札に参加しようとする者は、令和7年10月31日（金）13時から令和7年11月17日（月）14時までの間に、システムを利用し参加の申込み手続を完了した後、吉田町において参加申込みの審査を行った上で、参加申込みを受理する。

なお、吉田町から書類提出の要求があった場合は、指定する期日までに必要な書類を提出すること。

(2) 入札保証金

入札保証金の額は、入札物件ごとに予定価格の10分の1以上とし、参加申込み期間内にシステムの手続に従い、クレジットカードにて納付すること。

6 入札物件の公開

入札の対象となる物件の下見会を以下のとおり実施する。参加希望者は各開催日前日までに電話にて申込みを行うこと。電話の受付時間は9時から17時までで、希望者がいない場合は中止とする。なお下見会に参加しなくても、入札に参加できるが、この場合車両等の状態を確認しているものとする。

(1) 日 時 令和7年11月11日（火）から令和7年11月14日（金）まで
13時から15時まで

(2) 場 所 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地 静岡県榛原郡吉田町役場

(3) 申込先 吉田町役場防災課地域安全部門 TEL 0548-33-2134

7 入札及び開札

落札者が入札した金額を売却の決定金額（消費税相当額、自動車リサイクル料金を含む）とする。また、入札は1人につき1回のみとなる。

(1) 入札の日時及び場所

日時 令和7年12月2日（火）13時から令和7年12月9日（火）13時まで

場所 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム上

(2) 入札の確定日時

日時 令和7年12月11日（木）17時

(3) 問い合わせ

郵便番号421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地

吉田町役場 防災課 地域安全部門

電話番号 0548-33-2134（直通）

8 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札、その他入札説明書及び吉田町インターネット公有財産売却ガイドラインによる。

9 落札者の決定の方法

売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、システムにおける利用者の会員識別番号を落札者の氏名又は名称として取り扱う。

10 契約の締結等

落札者の決定後、吉田町は落札者と契約を締結する。契約締結期間は吉田町から落札の通知を受けた後、10日以内とし、契約の締結に当たっては、契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

また、落札者は契約締結時に下記証明書等を吉田町に提出すること。

- | | | |
|-----------|----------------------|----|
| (1) 個人の場合 | 住民票の写し | 1通 |
| | 印鑑登録証明書 | 1通 |
| | 暴力団排除に関する誓約書及び照会同意書 | 1通 |
| | 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書 | 1通 |
| (2) 法人の場合 | 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 | 1通 |

- | | | |
|------------|---------------------------|-------|
| | 印鑑登録証明書 | 1 通 |
| | 暴力団排除に関する誓約書及び照会同意書 | 1 通 |
| | 役員等名簿 | 1 通 |
| | 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書 | 1 通 |
| (3) 代理人の場合 | 上記(1)(2)に準じた委任者・代理人双方の証明書 | 各 1 通 |
| | 委任状 | 1 通 |
- ア 住民票、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書は発行後 3 か月以内のもの（コピー可）を提出すること。
- イ 印鑑登録証明書は発行後 3 か月以内の原本を提出すること。
- ウ 暴力団排除に関する誓約書及び照会同意書、役員等名簿、委任状は吉田町ホームページからダウンロードし、記入、押印し提出すること。
- エ 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書の様式については、落札決定の通知時に当町から送付するので記入、押印し提出すること。
- (4) 書類提出先
郵便番号 421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地
吉田町役場 防災課 地域安全部門
電話番号 0548-33-2134（直通）
- 1.1 契約保証金及び契約代金の支払方法
- (1) 契約保証金
契約保証金の額は、契約金額の 10 分の 1 以上とし、契約を締結した際に納付すること。ただし、契約者の申し出により入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。
- (2) 契約代金の支払方法
契約保証金は、契約代金の一部に充当するものとし、残金は、令和 7 年 12 月 23 日（火）までに吉田町が指定する銀行口座へ振り込むこと。
- 1.2 入札物件の引き渡し日時及び場所
契約代金の納入を確認した後、吉田町と日時を調整の上、下記の場所で現状のまま引き渡すものとする。
静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地 吉田町役場
- 1.3 登録等
「吉田町消防団」表示の抹消、回転灯、サイレン等の取り外し、一時抹消登録の手続は吉田町で行った状態で引渡しを行うこととする。
- 1.4 引き渡し
車両の運送は落札者の責任で行うこと。また、運送に掛かる費用の負担も落札者が行うこと。
- 1.5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 応札金額及び契約金額について
応札に当たっては、自動車リサイクル料金を含めた金額で応札すること。従って落札者が決定した金額を売却決定額とし、落札額で契約する。なお、契約書は吉田町が定めたものとする。
- (3) その他、入札に当たっては、吉田町インターネット公有財産売却ガイドライン及び入札説明書を遵守すること。